

令和4年8月1日

一般事業主行動計画

医療法人 鴻仁会

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育てを両立することができるように支援し、社員が働きやすい環境を整備することを目的とする。また、高卒新卒者など若年の社員がその能力を發揮できるよう働きやすい環境を整え、次世代を担う職員を育成するために次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年8月1日～令和7年7月31日（3年間）

2. 内容

| | |
|------|----------------------|
| 目標 1 | 子育て中の職員に対する保育料等の半額援助 |
|------|----------------------|

対策) 1) 令和4年 8月～ 求人票およびホームページでの福利厚生告知
2) 令和5年 8月～ 期間中の新規入職の正社員のうち制度適用者を10名以上とする

| | |
|------|-----------------------------|
| 目標 2 | 若年者雇用推進のための社員寮と設置と活用の促進（継続） |
|------|-----------------------------|

対策) 1) 令和4年 8月～ 渡島管内高校への求人票送付の際に、社員寮パンフレットを同封する
2) 令和5年 4月 新卒職員の社員寮利用2名以上
3) 令和6年 4月～ 社員寮利用職員数を4名以上にする

| | |
|------|---------------|
| 目標 3 | 男性社員の育児休暇取得促進 |
|------|---------------|

対策) 1) 令和4年 8月～ 法人主催の研修会にて男性職員に対する育児に関するアンケートを実施、現状把握を行う
2) 令和5年 4月～ 期間中、男性職員の育児休暇取得人数を3名とする